

飼養衛生管理基準の遵守、 異常時の早期通報をお願いします！

高病原性鳥インフルエンザの発生直後に「疫学調査チーム（専門家、国、発生都道府県職員）」が農場の周辺環境、異常の通報経緯、飼養衛生管理基準の遵守状況などの調査を行います。

本病の患畜又は疑似患畜には手当金と特別手当金が交付されますが、通報の遅れや飼養衛生管理基準の遵守に不備が認められた場合は、減額されることがあります。

R6シーズンのHPAI発生農場における減額事例のまとめ

減額率	不遵守項目数	通報遅れ	
		通報遅れ	左記期間中の出荷
5～8%	2～5	—	—
10～11%	4～6	—	—
18～19%	8	—	—
20%	10～15	—	—
20%	9	2日	—
20.5%	2	1日	有
21%	2	2日	有

手当金及び特別手当金の減額事例

- 【事例①】 減額率＝**6%**
【減額理由】 家さん舎間等の衛生管理区域内の**整理整頓**、適切な**消毒**を行う必要がありますが、当該農場はこれらが適切に行われていませんでした。
- 【事例②】 減額率＝**10%**
【減額理由】 衛生管理区域**専用の衣服及び靴**の使用、**野生動物の侵入防止**のための**ネット等の設置**、**ネズミ及び害虫の駆除**等を行う必要がありますが、当該農場ではこれらが適切に行われていませんでした。
- 【事例③】 減額率＝**20.5%**
【減額理由】 家さんに異常が認められていたにも関わらず、**1日間家畜保健衛生所へ通報がなされませんでした**。また、この通報遅れの期間において、農場内で使用する家さんが異状を示しているにも関わらず、監視伝染病にかかっていないことを確認せずに出荷が行われました。

飼養衛生管理基準に基づく、予防対策を徹底してください！
毎日、健康観察を行い、異状を発見した時は直ちに当所へ連絡してください！

飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を！

鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

特に、次の飼養衛生管理基準7項目の遵守状況を点検してください。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15）
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16）
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17）
- ④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等（項目25）
- ⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目26）
- ⑥ 鶏舎外での病原体の汚染防止（項目28）
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32）

発生予防のポイント

-  農場に入る全ての
人・車両・物品の衛生対策  周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。
-  衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用  着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。
-  ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策  「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」